

3 前項の申請書には、分割計画書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

(吸収分割の認可)

第三十八条 信託会社が他の株式会社信託業の全部又は一部の承継をさせるために行う吸収分割（次項において「吸収分割」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの承継をさせる吸収分割については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、吸収分割により信託業の全部又は一部の承継をする株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

- 3 前項の申請書には、分割計画書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

(営業譲渡の認可)

第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡（次項において「営業譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする営業譲渡については、この限りでない。

- 2 前項の認可を受けようとする信託会社は、営業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、譲受会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項第一号	第四条第一項各号	第五十三條第二項各号
第四項	第五条第一項各号	第五十三條第五項各号
	第五条第二項各号	第五十三條第六項各号

(権利義務の承継)

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立された信託会社（次項において「合併後の信託会社」という。）は、合併により消滅した信託会社の信託に関する権利義務を承継する。

2 前項の合併について異議を述べた受益者があるときは、当該受益者に係る合併後の信託会社の受託者としての任務は終了する。この場合において、新たに受託者となる者が信託事務を処理することができるときは、合併後の信託会社は、信託財産を保管し、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならぬ。

3 第一項の規定は分割により信託業の承継をした信託会社について、前項の規定は分割について異議を述べた受益者について、それぞれ準用する。

(届出等)

第四十一条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。

二 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業を廃止したとき（分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。

その会社

二 合併により消滅したとき。その会社を代表する取締役若しくは執行役又は監査役であつた者

三 破産により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

3 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産以外の理由による解散をし、分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、

その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 信託会社（管理型信託会社を除く。以下この項において同じ。）が第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（立入検査等）

第四十二条 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社、当該信託会社とその業務に関して取引する者若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にこれらの主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは当該主要株主の書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第四十三条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全

かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

(運用型信託会社に対する監督上の処分)

第四十四条 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第二項第一号から第六号までに該当することとなったとき。
- 二 第三条の免許を受けた当時に第五条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなったとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなったとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に対し当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(管理型信託会社に対する監督上の処分)

第四十五条 内閣総理大臣は、管理型信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第二項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなったとき。
- 二 第十条第一項第二号から第五号までに該当することとなったとき。
- 三 不正の手段により第七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
- 四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなったとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対し当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(免許又は登録の失効)

第四十六条 信託会社が第四十一条第二項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。

2 信託会社(管理型信託会社を除く。)が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許は、その効力を失う。

3 管理型信託会社が第三条の免許又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第四十七条 内閣総理大臣は、第七条第三項の登録の更新をしなかったとき、第四十五条第一項の規定により第七条第二項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登

録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分公告)

第四十八条 内閣総理大臣は、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消したとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。

(免許等の取消し等の場合の解任手続)

第四十九条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消した場合における信託法第四十七条の適用については、同条中「委託者、其ノ相続人又ハ受益者」とあるのは、「委託者、其ノ相続人、受益者又ハ内閣総理大臣」とする。

2 前項の場合において、裁判所が信託法第四十八条の規定により信託財産の管理人を選任する場合における非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第七十一条ノ五第一項の適用については、同項中「利害

「関係人」とあるのは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とする。

3 第一項の場合における信託法第四十九条第一項の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とする。

4 第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であつた受託者は、なお信託会社とみなす。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第四十二条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第六節 特定の信託についての特例

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

第五十一条 次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受けについては、第三条の規定は、適用しない。

一 委託者、受託者及び受益者が同一の会社の集団（一の会社（外国会社を含む。以下この号及び第十項において同じ。）及び当該会社の子会社の集団をいう。以下この条において「会社集団」という。）に属する会社であること。

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。第八項第二号において同じ。）を受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していないこと。

三 信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。第八項第三号において同じ。）が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。

四 前二号に準ずるものとして内閣府令で定める要件

五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができ旨の条件が信託契約において付されていること。

2 前項の信託の引受けを行う者は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前項の届出には、当該信託に係る信託契約書のほか、当該信託が第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類として内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったときは、同項の信託の受託者に対し三月以内の期間を定めて受託者でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

5 第一項の信託の受託者は、同項の信託の受託者でなくなったとき、又は同項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことを知ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の信託に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に対し第二項若しくは前項の届出若しくは第

四項の措置に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に受託者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に関して質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査（第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に関し必要なものに限る。）させることができる。

7 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8 第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集団に属さない者に取得させること。
- 二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集団に属さない者に取得させること。
- 三 当該信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約を受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結すること。

四 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める行為

9 信託受益権販売業者は、第一項の信託の受益権について、受託者と同一の会社集団に属さない者に対する販売並びにその代理及び媒介をしてはならない。

10 第一項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十二条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の規定により特定大学技術移転事業（同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者（第三項において「承認事業者」という。）が、内閣総理大臣の登録を受けて、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け（以下この条において「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け」という。）については、第三条の規定は、適用しない。

2 第八条、第九条及び第十条（第一項第二号を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替

えるものとする。

第八条第一項第一号	商号	商号又は名称
第八条第一項第二号	資本	資本又は出資
第八条第一項第三号	取締役及び監査役	役員
第八条第一項第四号	信託業務	信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。）
第八条第一項第五号	本店その他の営業所	主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所
第八条第二項第一号	定款	定款又は寄附行為
第八条第二項第二号	会社登記簿	登記簿
第九条第一項及び第二項	管理型信託会社登録簿	特定大学技術移転事業承認事業者登録簿
第十条第一項第一号	第二号及び第三号	第一号から第四号まで

<p>第十条第一項第二号</p>	<p>前号に規定する金額に満たない株式会社</p>	<p>資本又は出資の額に満たない法人</p>
<p>第十条第一項第四号</p>	<p>定款 管理型信託業務</p>	<p>定款若しくは寄附行為 特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p>
<p>第十条第一項第五号</p>	<p>株式会社 管理型信託業務</p>	<p>法人 特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p>
<p>株式会社</p>	<p>法人</p>	

3

承認事業者が第一項の登録を受けて信託の引受けを行う場合には、当該承認事業者を信託会社（第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第四十五条、第四十六条第三項並びに第四十七条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第十一条（第十項の登録の未更新並びに免許の取消し及び失効に係る部分を除く。）、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第二十一条から第二十九条まで、第三十三条、

第三十四条、第四十一条（第五項を除く。）、第四十二条（第二項を除く。）、第四十三条、第四十五条、第四十六条（免許の失効に係る部分を除く。）、第四十七条（登録の未更新に係る部分を除く。）、第四十八条（免許の取消しに係る部分を除く。）、第四十九条（登録の未更新及び免許の取消しに係る部分を除く。）並びに第五十条並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項	本店	主たる営業所又は事務所
第十一条第十項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第十二条第三項	管理型信託会社登録簿	特定大学技術移転事業承認事業者登録簿
第二十一条第一項	信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務	信託業（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下同じ。）及び特定大学技術移転事業（信託業に該当するものを除

	<p>第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号</p>	<p>く。のほか、特定大学技術移転事業に係る信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務</p>
<p>第二十一条第六項</p>	<p>第三条の免許又は第七条第一項の登録</p>	<p>第五十二条第二項において準用する第八条第二項第三号</p>
<p>第二十五条及び第二十六条第一項第二号</p>	<p>商号</p>	<p>登録</p>
<p>第三十四条</p>	<p>営業所</p>	<p>商号又は名称</p>
<p>第四十一条第二項第一号</p>	<p>信託業を廃止したとき（分割による）</p>	<p>営業所又は事務所</p>
		<p>信託業を廃止したとき（分割による）</p>